

《参考2》 用語解説

用 語		説 明
カ	介護医療院 〔介護保険サービス〕	2018年度から新設された介護保険施設。主に長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設
	介護給付費準備基金	市町村が設けることができる基金で、3年間の介護保険事業計画期間中、給付費が見込みを下回る場合は剰余金を積み立て、見込みを上回る場合は必要額を取り崩し、また、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり取り崩すことができるもの
	介護支援専門員（ケアマネジャー）	要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する、介護保険法で定められた介護支援専門員証の交付を受けた者（要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう、各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行い、介護サービス計画（ケアプラン）等の立案を担う。）
	介護予防・日常生活支援総合事業	2015年度の介護保険制度改正により創設され、訪問型サービスや通所型サービスを含む「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防教室等に取り組む「一般介護予防事業」とからなる。京都市では2017年4月から開始し、従来予防給付として提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、2017年度にそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行
	介護離職ゼロ	介護サービスが利用できないこと等により、仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくすための政策
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設
	介護老人保健施設 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、医学的管理の下における介護、看護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、居宅における生活への復帰を目指すとともに、自立した居宅での生活が継続できるよう支援する施設
	看護小規模多機能型居宅介護 〔介護保険サービス〕	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせて療養上の管理の下で利用者に提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
キ	京都市居住支援協議会 （京都市すこやか住宅ネット）	不動産関係団体及び福祉関係団体の参画を得て、官民協働で、住宅と福祉の両面から、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向けた取組を進めるための住宅セーフティネット法に基づく協議会

用 語		説 明
ケ	ケアマネジメント	主に介護支援専門員や高齢サポート（地域包括支援センター）職員等がケアプランを作成する時に行われるもので、利用者の身体状態や環境等を把握し、生活する上での課題を分析し、課題の解決に向けてどのような取組が必要となるか、社会資源、利用者を取り巻く環境等も含めて総合的に検討し、ケアプランを作成するというプロセスを意味する。
コ	高齢サポート	本市における地域包括支援センターの愛称
	高齢者あんしんお出かけサービス事業	専用の端末を貸し出し、認知症の高齢者等の行方が分からなくなった際にGPS機能を利用して、居場所をお知らせするサービス。本サービスには、高齢者等が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険を付帯している。
サ	サービス付き高齢者向け住宅	2011年10月施行の改正高齢者住まい法により創設された、高齢の単身及び夫婦世帯が安心して生活できる、高齢者にふさわしい良好な居住環境と専門家による見守りサービス等を備えた賃貸住宅や有料老人ホームであり、都道府県知事、政令市又は中核市の長に登録したもの
	財政安定化基金	介護保険事業計画の見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付や貸付を行う、都道府県に設置された基金（財源は、国、都道府県、市町村（介護保険料）から1/3ずつ拠出し、一定の事由により市町村の介護保険財政に不足が生じた場合には、資金の交付又は貸付を行う。）
シ	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 〔介護保険サービス〕	利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせ利用者に提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
セ	成年後見制度	判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人等）の不動産や預貯金の管理、介護サービスや施設入所契約の締結等を支援する制度（同制度は、法定後見と任意後見の2つの制度に分けられる。また、法定後見制度には、本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。）
タ	第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（対象者の心身の状況に応じて、介護保険サービスや地域支援事業が利用できる。）
	第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（特定疾病が原因で支援や介護が必要な場合は、要介護認定を申請でき、要支援又は要介護に認定された場合は、介護保険サービスが利用できる。）
	ダブルケア	近年、晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親等の介護も同時に引き受けること（育児と介護のダブルケア）

用 語		説 明
チ	地域介護予防推進センター	高齢者の介護予防の普及促進を図るために本市が委託運営している市内12箇所の拠点
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。改正社会福祉法（2018年4月施行）では、地域共生社会の実現に向け、地域住民や関係機関の相互協力が円滑に行われ、課題解決のための支援が包括的に提供される体制を整備していくことが市町村の努力義務とされている。
	地域ケア会議	個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、地域における様々な課題を的確に把握し、対応を行うための連携体制を構築することにより、高齢者支援の社会基盤の整備等を目的とする、高齢サポート等が主催する会議（医療、介護や福祉の関係機関、民生児童委員等、地域で高齢者を支える様々な関係者が参加する。）
	地域支え合い活動創出コーディネーター	高齢者を対象とする生活支援サービス等の体制整備の推進を目的とし、地域において、その提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。 本市では、「京都市地域支え合い活動創出事業」において、2016年5月から「地域支え合い活動創出コーディネーター」の配置や「地域支え合い活動調整会議」の開催を通じて、地域の住民団体、ボランティア団体等の多様な主体が生活支援サービスを提供することで多様な生活支援ニーズに応える体制づくりを進めている。
	地域支援事業	2006年4月施行の改正介護保険法により創設された、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、できる限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するための事業
	地域包括ケアシステム	高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み
	地域包括支援センター（愛称：高齢サポート）	高齢者に対する様々な支援を行うために本市が委託運営している、市内61箇所の公的な相談窓口（同センターでは、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職員が連携して、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を一体的に実施している。）
	地域密着型サービス〔介護保険サービス〕	今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、2006年4月施行の改正介護保険法により創設されたサービス
	地域密着型特定施設入居者生活介護〔介護保険サービス〕	特定施設として指定を受けた、要介護者専用で定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービス
	調整交付金	保険給付において国が負担する25%のうち、定率で交付される20%を除いた残りの5%分の交付金（交付率は、年齢が高い高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を調整するため、市町村ごとに異なる。）

用 語		説 明
テ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〔介護保険サービス〕	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護福祉士等が入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うとともに、看護師等が主治医の指示に基づき療養上の世話又は診療の補助を行うサービス
ト	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 〔介護保険サービス〕	特定施設として指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話等を行うサービス
ニ	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて区分した圏域。本市では、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区）を設定
	認知症カフェ	認知症の人やその家族・知人、医療・介護の専門職、地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気のもと、気軽に認知症の人やその家族同士の情報交換や専門職への相談等、認知症のことやその対応等についての理解を深めることができる場所。カフェごとに活動内容も多様であり、認知症の人と家族の会や長寿すこやかセンター、区社会福祉協議会、NPO法人等様々な機関・団体等が運営している。
	認知症サポート医	認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医の認知症診断等に関する助言や支援を行うほか、専門医療機関や高齢サポート等との連携の推進役になるとともに、かかりつけ医認知症対応力向上研修の企画・講師や認知症初期集中支援チームのチーム員医師となる医師
	認知症疾患医療センター（地域型）	本人・家族や介護事業者等から認知症に関する相談に応じる専門医療相談、画像検査等を基にした専門医による認知症の詳しい診断の実施と治療方針の決定、認知症とともに併発している疾病（合併症）への対応、地域の関係機関との連携、認知症初期集中支援チームへの医療的バックアップ等を行う専門医療機関
	認知症初期集中支援チーム	家族等からの相談を受け、在宅生活をしている認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援等初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うことにより認知症の早期発見と早期対応を目指して活動するチーム（医師（認知症サポート医）と医療・介護の専門職で構成されている。）
	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 〔介護保険サービス〕	認知症高齢者が共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
ヒ	ビジネスケアラー	仕事をしながら家族等の介護に従事する人のこと。介護の負担によって、仕事に支障が出たり、介護離職する人もいるため、ビジネスケアラー本人だけの問題ではなく、ビジネスケアラーが労働に従事できないことによる社会全体の経済的損失も深刻な課題となっている。

用 語		説 明
ホ	保険者機能強化推進交付金	自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するために２０１７年地域包括ケア強化法に基づき創設された交付金。 ２０２０年度からは、この保険者機能強化推進交付金に加え、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する介護保険保険者努力支援交付金が創設された。
ヤ	ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている１８歳未満の子ども
ユ	有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴、排泄若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設（老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設を除く。）
ロ	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	運動器（筋肉、骨、関節等）が衰えて「立つ」、「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりの状態になってしまう、またはそのリスクが高い状態のこと